

乳児院医療・看護セミナー 開催要綱

1. 趣 旨

乳児院の入所理由は近年、虐待、家族の精神疾患や疾病が多くを占めています。こうした背景のなかで、健全な入所児童は減少し、病虚弱児や障害児は入所児童の半数を超えています。また、一時保護の委託は年々増加しており、緊急な医療対応ケースも少なくありません。

「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた平成30年7月の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では、乳児院に対して、心理職や医師、看護師など専門職の即時対応が必要なケアニーズの高い子どもの養育などの高機能化が求められました。どのような乳幼児も受け入れ、その生命と人権を守って健やかに育むとともに、親子関係再構築や里親養育の支援を担う乳児院において、特に医療・看護の専門性のさらなる向上は重要となっています。

こうした状況を踏まえ、本セミナーは、乳児院において医療・看護に携わる職員が専門的な知識や技術等を学ぶとともに、各施設の取り組みを共有して、乳児院養育・支援に特化した医療・看護の専門性の向上を図ることを目的として開催します。

- 2. 主 催** 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国乳児福祉協議会
- 3. 期 日** 令和元年 12 月 18 日 (水)
- 4. 会 場** 全国社会福祉協議会 5 階会議室
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
- 5. 参加対象** ①乳児院職員のうち看護師・准看護師、保健師、助産師
②その他、医療・看護に関心のある乳児院職員等
※参加者が「7. 定員」を超える場合は、①の参加を優先します。
- 6. 参加費** 5,000 円 (宿泊費は含みません)
- 7. 定 員** 100 名

8. 日程・プログラム（予定）

- ※【 】内はプログラムに関連する『研修体系』領域
（別紙「本セミナーで取り上げる『研修体系』の領域（①～⑨）と主な内容」参照）
※全プログラムにご参加された方には「受講証明書」を発行します。

■ 12月18日（水）

時間	プログラム
12:30～13:30	開場・受付
13:30～13:45	開会
13:45～14:30 (45分)	講義「乳児院における医療・看護の役割」【領域④⑤⑧】 全国乳児福祉協議会 副会長 日本赤十字社医療センター附属乳児院 顧問 今田 義夫 乳児院がこれまで担ってきた、またこれから担うべき医療・看護の役割について、乳児院を取り巻く情勢や全乳協の取り組みを踏まえて確認する。
14:30～14:45	休憩
14:45～18:15 (210分) ※休憩含む	講義・演習「乳児院現場における日常的な医療的課題への対応」【領域④⑤⑧】 全国乳児福祉協議会 広報・研修委員会 副委員長 大阪乳児院 施設長 大和 謙二 下痢や嘔吐、咳、感染症など、乳児院現場における日常的な医療的課題にどのように対応すべきか、医師である講師よりそのポイントを解説する。 また、各乳児院における医療的な課題や取り組みを参加者間で共有、討議し、明日からの実践の向上につなげる。
18:15～18:30	閉会

9. 参加等の申込みについて

- 締切 令和元年 11月22日（金）
（受付は先着順。締切前でも定員に達し次第、締め切らせていただく場合があります。）
- 申込書の送付先および参加費・宿泊費等送金先
名鉄観光サービス株式会社 MICE センター（別添案内書参照）
※ 申込受付および申込内容に付随する費用の収受は上記事業者に業務を委託します。
- 変更・取り消しについて
申込締切日以後の参加費の返金はいたしません。資料の送付をもって対応します。
参加者・宿泊等の変更・取消が必要な場合の手続きや条件は、別添案内書をご参照ください。

10. 必要な配慮について

手話通訳、要約筆記を希望される方や、車いすを使用するなど参加にあたり配慮が必要な方は、申込書の備考欄によりお知らせください。

その他、不明な点やご要望がありましたら、全乳協事務局まで事前にお問合せください。

11. 申込書記入事項の取扱いについて

申込書に記入された個人情報、とりまとめ先：名鉄観光サービス株式会社 MICE センターが申込者との連絡の際に使用します。また、全乳協事務局に提供されます。

宿泊をお申込みの場合は、宿泊機関等の提供するサービスの手配や受領のための手続きに利用するほか、利用するにあたって必要とされる範囲内で当該機関等に提供します。

全乳協では、申込書に記載された事項のうち、「都道府県名」「所属先」「氏名」「職名」をもとに参加者名簿を作成し、当日資料として印刷します。なお、参加者名簿は、参加者相互の情報交換・交流促進を図るための基礎的資料とすることが目的です。

問い合わせ先

(1) セミナー内容等

全国乳児福祉協議会 事務局（担当：星野）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階

全国社会福祉協議会・児童福祉部

TEL：03-3581-6503 FAX：03-3581-6509

E-MAIL：nyu-ji@shakyo.or.jp

(2) 参加・宿泊等

名鉄観光サービス株式会社 MICE センター（担当：波多野、柴田）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル LB 階

TEL：03-3595-1121 FAX：03-3595-1119

営業時間：月～金曜日 9:30～17:30 土曜・日曜・祝日休業

【別紙】本セミナーで取り上げる『研修体系』の領域(①～⑤)と主な内容

『改訂 乳児院の研修体系 一 小規模化にも対応するための人材育成の指針』(平成27年3月 全国乳児福祉協議会)の全文は、全乳協ウェブサイトより「資料コーナー」のページでご覧いただけます。
全乳協ウェブサイト <http://www.nyujin.gr.jp/>

【①育ち・育てること(人材育成の基盤)】

- ・自身の役割を自覚し、子どもと家族を適切に支援するために、資質と専門性の向上を図り続ける
- ・日々の実践から学び、ケースから学ぶ姿勢を重視する
- ・SVの意義を理解し、SVを受ける
- ・後進に対してSVを行う
- ・人材育成を重視する施設の文化を醸成する
- ・人材育成に必要な体制作りを努める
- ・日本の社会的養護の質的向上に貢献する
- ・保育、保健、障害福祉など関連する領域での子ども福祉の向上に貢献する
- ・地域の子育て支援の向上に貢献する

【②資質と倫理】

- ・自身の健康管理
- ・基本的な教養と社会性(マナー)
- ・日本の健全な子育て文化を施設内で重視し展開する
- ・健全な生活を営む養育者として機能し、全ての養育者の模範となる
- ・所属する施設の理念を理解し、実践する
- ・倫理規定を順守し、実践を行う
- ・自らの実践をオープンにし、記録、報告、相談、話し合いができる
- ・救急対応と事故防止等、緊急時の対応
- ・地域社会から信頼されるよう努める

【③子どもの権利擁護】

- ・子どもの最善の利益を理解し、実践に反映させる
- ・多様性を尊重し差別や偏見から子どもを守る
- ・虐待、搾取、いじめなど不当な扱いの防止
- ・貧困の影響から子どもを守る
- ・子どもにとって不適切な対応、環境、場面等を把握し、その改善に努める
- ・個人情報保護の正しい理解に則って適切に情報を扱う
- ・その他の権利侵害から子どもを守る

【④専門的知識】

- ・社会的養護を中心に福祉全般と関連する諸領域のその基盤となる法制度について学ぶ
- ・健全な生活の営みに関する必要な知識や知見を学ぶ
- ・身体的発育に関して学ぶ
- ・心的発達に関して学ぶ
- ・アタッチメントに関して学ぶ
- ・身体疾患に関して学ぶ
- ・精神疾患に関して学ぶ
- ・アセスメントに関する知識や知見について学ぶ
- ・養育スキルに関する知識や知見について学ぶ
- ・家族に関する理論や知見について学ぶ
- ・里親に関する理論や知見について学ぶ

【⑤専門的な養育技術】

- ・共感、肯定的評価など基本的な支援技術の習得
- ・愛着形成や信頼関係の構築を基盤とする
- ・個別的ケアと家庭的養育について理解し、実践する
- ・小規模グループケアの利点とリスクを理解し、健全な小規模グループケアのあり方を追求する
- ・健康的な生活を営み、日々その向上に努める
- ・急激な経過をたどる病気への救急対応
- ・食育の意義を理解し実践する
- ・ケースのアセスメントを行い、その質的向上を図る
- ・アセスメントに基づいて自立支援計画を策定し、個々の子どもに適した養育の手立てや環境を提供すること
- ・カンファレンスの意義を理解し、より適切な支援を見出していくよう努める
- ・人生の連続性を保障するための手立てを提供する
- ・子どものニーズに合わせて、治療教育的技法を活用する

【別紙】本セミナーで取り上げる『研修体系』の領域(①～⑨)と主な内容

『改訂 乳児院の研修体系 一小規模化にも対応するための人材育成の指針一』(平成27年3月 全国乳児福祉協議会)の全文は、全乳協ウェブサイトより「資料コーナー」のページでご覧いただけます。
全乳協ウェブサイト <http://www.nyujin.gr.jp/>

【⑥チームアプローチと小規模ケア】

- ・チームアプローチを理解しチームの一員として機能する
- ・職員同士のサポート体制を理解し、互いに支え合う姿勢を磨く
- ・情報の共有化やアセスメントの共有化を図り、さらにはこれらの共有化についてより効果的な手立てを探求する
- ・小規模ケアによる職員の孤立や抱え込みの防止のための手立てを講じ、さらにより良い手立てを見出すことに努める
- ・緊急時(災害、事故、子どもの病気など)のチーム体制の構築とそれに基づく対応の徹底を図る
- ・小規模グループ同士の連携、および本体施設機能との連携を図り、その質的向上に努める
- ・職員のメンタルヘルスに配慮し、必要な手立てを講じる

【⑦保護者支援】

- ・保護者対応について基本的な姿勢を身につけ、さらにより適切なあり方を検討していく
- ・面接技法、電話相談の基本を身につけ、さらにより適切なあり方を検討していく
- ・家族の抱えたリスク要因の理解に努め、その改善のための手立てを検討し、必要な機関との連携のもと実践する
- ・保護者のアセスメントを行い、家族支援の具体的な手立てを検討し、必要な機関との連携のもと支援を行う
- ・精神疾患について理解を深め、適切な対応ができるよう努める
- ・母子関係の改善を目指した手立てをアセスメントに基づいて行う
- ・家庭復帰が適切に実施されるようアセスメントを行い、児童相談所や関係機関と綿密な協議を行いながら進めていく

【⑧他機関連携】

- ・児童相談所との連携の充実、強化
- ・医療機関との連携の充実、強化
- ・要保護児童対策地域協議会との連携の充実、強化
- ・保健センターや子育て支援機関等、地域の機関の役割を理解して、連携を図る
- ・子どもの家族の支援に役立つ地域の資源を発掘し、連携を図る

【⑨里親支援】

- ・里親制度を理解し、その質的向上に貢献する
- ・里親支援を行い、その充実に努める
- ・里親と子どもの関係調整を行い、その質的向上を図っていく